

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

（公 印 省 略）

国民健康保険関係国庫補助金等に係る事務処理の
適正化について（通知）

国民健康保険関係国庫補助金等の交付申請事務については、従来から事務処理の適正化について貴管内保険者の指導等格別の御配慮をいただいているところであるが、本年の会計検査院決算検査報告においても、当該交付申請等に係る不適正な事務処理が多数指摘された。

このことは、国民健康保険制度の健全な運営を阻害するものであり、当省としては、従来から通知等により当該事務処理の適正化に努めるよう指導しているところであるが、未だもって適正な事務処理が行われていない保険者が多数あり、多くの指摘を受けるような事態が生じていることは誠に遺憾である。

貴職におかれては、貴管内保険者に対し会議や研修の開催等による適正な事務処理の周知、実態調査等を行うことにより現状を十分把握し、当該保険者に対し具体的・効果的な改善方策を講じるなど実態に沿った個別指導等による事務処理の適正化を図られたい。

また、適正な事務処理を行うに当たっては申請金額の算定の基礎となる係数等の確認事務が重要であることから、当該係数等の審査及び確認事務の強化を図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

療養給付費負担金及び財政調整交付金においては、減額調整措置の対象とすべき地方単独事業による窓口負担の軽減措置対象者に係る医療給付費の集計を誤っていたこと、退職被保険者に係る医療給付費を含めて算定していたこと等による過大交付が、また、財政調整交付金の算定においては、非自発的失業財政負担特別調整交付金の算定に係る非自発的失業対象者数等の集計を誤っていたこと等による過大交付が多数判明していることを踏まえ、必要に応じ関係帳簿との突合等を行うことにより、その適正化に努められたい。